

第24号議案

文京区立柏学園処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立柏学園処務規則の一部を改正する規則

文京区立柏学園処務規則（昭和五十五年四月文京区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「学務課長」を「教育推進部学校施設課長（以下「学校施設課長」という。）」に改める。

第六条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第七条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「文書取扱い」を「文書の取扱い」に、「文京区教育局文書取扱規則」を「文京区教育局行政情報管理規則（平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号）」に改め、同条ただし書中「文書取扱主任」を「行政情報管理補助者」に改める。

第八条第一項中「学務課長」を「学校施設課長」に改め、同条第二項中「つど」を「都度」に、「学務課長」を「学校施設課長」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

文京区立柏学園処務規則（昭和五十五年四月一日文教委規則第一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○文京区立柏学園処務規則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>（職責）</p> <p>第五条 園長は、<u>教育推進部学校施設課長</u>（以下「<u>学校施設課長</u>」という。）の命を受け、園務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項以外の職員は、園長の命を受け、園務に従事する。</p> <p>第六条 園長が決定できる事案は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>一 職名又は園名で文書の往復をすること。</p> <p>二 職員の事務分掌、内国旅行、超過勤務及び休日勤務の命令、週休日の振替並びに休暇及び欠勤の承認に関すること。</p> <p>三 定例又は軽易な申請、照会、回答、報告及び通知に関すること。</p> <p>四 <u>前三号</u>のほか、軽易な事項に関すること。</p> <p>（文書の取扱い）</p> <p>第七条 文書の收受、配付、処理その他<u>文書の取扱い</u>に関しては、<u>文京区教育局行政情報管理規則</u>（平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号）の規定を準用する。ただし、<u>行政情報管理補助者</u>には園長を充てる。</p> <p>（報告）</p>	<p style="text-align: center;">○文京区立柏学園処務規則</p> <p>第一条～第四条（略）</p> <p>（職責）</p> <p>第五条 園長は、<u>学務課長</u>の命を受け、園務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 前項以外の職員は、園長の命を受け、園務に従事する。</p> <p>第六条 園長が決定できる事案は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>一 職名又は園名で文書の往復をすること。</p> <p>二 職員の事務分掌、内国旅行、超過勤務及び休日勤務の命令、週休日の振替並びに休暇及び欠勤の承認に関すること。</p> <p>三 定例又は軽易な申請、照会、回答、報告及び通知に関すること。</p> <p>四 <u>前各号</u>のほか、軽易な事項に関すること。</p> <p>（文書の取扱）</p> <p>第七条 文書の收受、配付、処理その他<u>文書取扱</u>に関しては、<u>文京区教育局文書取扱規則</u>の規定を準用する。ただし、<u>文書取扱主任</u>には園長を充てる。</p> <p>（報告）</p>

第八条 園長は、次に掲げる事項について、毎月七日までに学校施設課長に報告しなければならない。

一 前月分の職員の勤務状況

二 学園の業務処理状況

2 前項の規定にかかわらず、園長は、重要又は異例に属する事項は、その都度学校施設課長に報告しなければならない。

第九条（略）

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

第八条 園長は、次に掲げる事項について、毎月七日までに学務課長に報告しなければならない。

一 前月分の職員の勤務状況

二 学園の業務処理状況

2 前項の規定にかかわらず、園長は、重要又は異例に属する事項は、そのつど学務課長に報告しなければならない。

第九条（略）

付 則

（新設）